

練馬区立高松みらいのはたけ 多目的室利用案内



令和6年3月
練馬区都市農業課

高松みらいのはたけでは、区主催で実施する事業で使用する場合（準備含む）などを除き、多目的室を有料開放しております。

1 開園時間・休園日

開園時間

午前9時から午後5時まで

休園日

年末年始（12月29日～翌年の1月3日）

2 多目的室概要

定員	利用単位および使用料		備付備品・設備
25名	午前 (9時から正午まで)	午後 (1時から4時まで)	机10台、椅子26脚 ホワイトボード1台 冷蔵庫1台、電子レンジ1台、キッチン
	1,200円	1,200円	

利用時間は、準備および後片付けの時間を含みます。

午前枠の1時間延長、午後枠の1時間前倒しおよび1時間延長が可能です。

1時間前倒しおよび延長分の使用料は、400円です。

利用日前月の同日からは、1時間単位の利用予約が可能です。使用料は、1時間当たり400円です。

施設の下見は可能です。高松みらいのはたけ事務室にいる係員にお尋ねください。



3 ご利用いただける方

どなたでもご利用いただけます。

4 ご利用方法について

多目的室の利用を希望する場合は、以下のとおり申込をお願いします。

申込手順

仮予約

電話、窓口、メールにて右記申込先に
仮予約申請をしてください。

申込先

練馬区都市農業課農業振興係
電話 03-5984-1403 FAX 03-3993-1451
メール TOSINOUE02@city.nerima.tokyo.jp
〒176-8501
東京都練馬区豊玉北6 - 1 2 - 1
練馬区役所本庁舎9階

利用申請書の提出

仮予約完了後、利用申請書を区都市農業課
までご提出ください（メール、郵送、FAX
窓口）。

利用申請書の入手先

区公式ホームページの他、高松みらい
のはたけに利用申請書があります。

利用承認書発行・使用料の払込

利用申請書提出後、概ね1週間から10日程
度で利用承認書を発行するとともに、納入
通知書を発行しますので、利用前までにお
支払いをお願いします。

使用料支払の注意事項

- ・最寄りの金融機関窓口（ゆうちょ銀行等）にて納入通知書と現金を持ち込みお支払いください。
- ・高松みらいのはたけ事務室では、使用料支払の手続きはできません。

利用当日

利用承認書と納入通知書控えを現地係員に
提示してください。確認後、利用が可能と
なります。

使用料の支払がない場合

- ・利用前までに使用料の支払の確認が
できない場合、利用はできません。

申込受付期間

ご利用日の2か月前の月の最初の開庁日に申込受付を開始します。

(例) 6月30日ご利用の場合 4月最初の開庁日(月～金、ただし祝日を除く)
1月のみ、受付日を1～3日を除く最初の開庁日とさせていただきます。

5 当日の利用の流れ

利用前に高松みらいのはたけ事務室にて、利用承認書および納入通知書控えを提示してください。確認後、利用が可能となります。

利用時間内に原状復帰をして、現地係員に報告してください。

6 駐車場のご利用について

物品の搬入・搬出用として、普通車1台分の荷捌きスペースを利用することができます。事前にお問合せください。

7 使用料の減額・免除

以下の要件に該当する場合は、使用料の減額・免除を受けることができます。

減額・免除の要件

減額・免除の要件	減額・免除の種類
区内の団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。	免除
区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校が教育目的のために利用するとき。	
構成員の半数以上を75歳以上の者が占める10人以上の区内団体が利用するとき。	
区が後援する事業で利用するとき。	5割減額
幼稚園、小学校、中学校および特別支援学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。	

区民が半数以上を占める10人以上の団体であって、半数以上が65歳以上、または中学生以下、または障がい者の区内団体。（それぞれで半数、合算不可）	5割減額
構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める10人以上の区内の団体が利用するとき。	
構成員の半数以上を65歳以上の者が占める10人以上の区内の団体が利用するとき。	
構成員の半数以上を中学生以下の者が占める10人以上の区内の団体が利用するとき。	

区内の団体とは、構成員の半数以上を区民が占める団体のことを言います。
 そのほか、特に必要と認める場合に減額・免除となる場合があります。
 減額・免除を受けられるかは、問合せ先に確認してください。

減額・免除の手続

利用申請書とともに使用料減額・免除申請書を提出してください。また、減額・免除の証明書類を添付してください。

年齢要件で減額・免除を申請する場合は、要件確認書類として、対象となる構成員全員分の住所・氏名・生年月日が確認できる団体名簿（様式自由）が必要となります。

上記以外の要件確認書類については、問合せ先に確認してください。

8 利用の変更・取消し

ご予約をキャンセル・変更される場合は、必ずご連絡ください。

ご利用日の7 日前まで キャンセル料はかかりません。

ご利用日の6 日前以降 全額お支払いいただきます。

9 施設利用上の注意事項

多目的室利用の権利は、他人に譲渡・転貸できません。

多目的室は禁煙となっております。

飲食を主目的とした利用はできません。また、飲酒は厳禁です。

楽器演奏、合唱、運動、ダンス、その他大きな音や振動を発生する活動を目的とした利用はできません。

持ち込み物品、手荷物、貴重品の紛失が発生した場合、区は一切責任を負えません。

施設や付帯設備等は、大切に使用してください。紛失や破損については、実費を弁償していただく場合があります。

貸出施設利用中の物品等の盗難、紛失、破損、荷捌きスペースにおける車両事故などについて、その責を負いかねます。

ごみはお持ち帰りいただきます。

10 禁止事項

他の利用者の迷惑になる行為

営利を目的とした利用

不特定多数の方を集めての利用

先着順・当日受付などを行う行事でのご利用はできません。

特定の宗教の布教または入信を勧誘するものと認められる行為

床、壁、天井などの施設を損傷する行為

申請目的と異なる利用

宗教行為を行う場合

選挙活動で使用する場合

その他「練馬区立学びの農園条例」に反する行為

11 利用を承認できない場合

以下のケースに該当する場合は、多目的室の利用承認はできません。

- ・ 公序良俗を害する恐れのある場合
- ・ 営利を目的とする恐れがある場合
- ・ その他禁止事項に反する場合（恐れがある場合を含む）

12 問合せ先

練馬区都市農業課農業振興係

電話 03-5984-1403 FAX 03-3993-1451

メール TOSINOU02@city.nerima.tokyo.jp

〒176-8501

東京都練馬区豊玉北6 - 1 2 - 1

練馬区役所本庁舎9階